

地方自治法第199条第7項の規定により報告した財政援助団体監査(特定非営利活動法人なごみ、特定非営利活動法人三楽)及び指定管理者監査(船坂小学校跡施設管理運営委員会)の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和6年7月2日

西宮市監査委員	福田雅至
同	金崎健太郎
同	板戸史朗
同	中村衣里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
特定非営利活動法人 なごみ	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月28日
特定非営利活動法人 三楽	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月29日
船坂小学校跡 施設管理運営委員会	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月22日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西地コ発第 16 号  
令和 6 年 5 月 17 日  
(2024 年)

西宮市監査委員	石原俊彦	様
同	福田雅至	様
同	板戸史朗	様
同	中村衣里	様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 市民局                              |
| 2 監査結果報告名  | 指定管理者監査結果報告<br>(船坂小学校跡施設管理運営委員会) |
| 3 監査結果提出日  | 令和 5 年 11 月 20 日 報告監第 5 号        |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり                           |

## 船坂小学校跡施設管理運営委員会

### 指定管理者監査結果報告に基づき講じた措置 (令和5年11月20日付報告監第5号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P37

#### 1 指定管理者

##### (1) 事務処理の改善

専門職が行う事務作業でないとはいえ、市に提出する報告書等は、正確性が要求される。報告書等にもれや誤りがないよう、適正な事務処理に努められたい。

(講じた措置)

事務処理については、所管部局と協議し、報告書等の作成者とは別に報告内容を確認する担当者を置くことにより改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P37

#### 1 指定管理者

##### (2) 業務仕様書及び契約書の内容と実情の齟齬

施設の消防点検及び、施設使用料の納入について、業務仕様書や徴収等事務委託契約書と異なった運用を行っていた。実情と異なる点については、所管部局と協議をして、齟齬のないよう是正されたい。

(講じた措置)

業務仕様書及び契約書の内容と実情の齟齬については、所管部局と協議し、令和6年度より施設の消防設備の点検を業務仕様書から削除し、徴収等事務委託契約についても納入期限を変更する等、実情に合わせた内容への修正等を行うことにより、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P37

#### 2 所管部局

##### (1) 告示の未実施

指定管理の告示を行っていなかったため、指定管理期間である5年のほぼ全期間を、告示しないままの状態で行わせていたことは、手続上の重大な瑕疵であり、不適切であると言わざるを得ない。必要な手続を怠ることがないよう、チェック体制を厳格化されたい。

(講じた措置)

告示の実施については、「指定管理者制度運用マニュアル」を遵守するとともに、漏れが発生しないようチェック体制を強化してまいります。

2 所管部局

(2) 業務仕様書及び契約書の内容と実情の齟齬

施設の消防設備の点検は、市の経費で市の委託業者が行っているにもかかわらず、業務仕様書では、指定管理者が行うこととしている。

また、金融機関閉所に伴い、指定管理者が収納した施設使用料を翌日に納入できなくなり、週に2回のみ納入していることが、結果的に業務仕様書や徴収等事務委託契約書と異なった運用になってしまっている。

これらは、所管部局が業務仕様書や徴収等事務委託契約書の内容が実情と異なっていることを看過し、協議や修正を怠った結果である。

状況に合わせて、早急に、業務仕様書や徴収等事務委託契約書の修正等を行われたい。

(講じた措置)

業務仕様書及び契約書の内容と実情の齟齬については、令和6年度より施設の消防設備の点検を業務仕様書から削除し、徴収等事務委託契約についても納入期限を変更する等、実情に合わせた内容への修正等を行うことにより、改善を図りました。

2 所管部局

(3) 指定管理者のチェック

一般的な指定管理業務と異なり、市と当該指定管理者が協働して船坂地区の地域活性化に取り組んでいるため、両者のコミュニケーションは非常に円滑に図られており、備品管理も含めて業務内容の把握は確実に行われていた。

しかしながら、一方で、指定管理者をチェックするという機能が十分に働いていなかったことから、今後は提出された報告書等は内容を詳細に確認し、不備がある場合は修正を求め等、適切に指導されたい。

(講じた措置)

指定管理者のチェックについては、指定管理者から提出された報告書等の内容を確認できるよう市側で内部システムを構築しました。不備があった場合は複数職員によるチェックを徹底し、適切に指導を行ってまいります。

1 所管部局

指定管理者制度の下で事業を行っている以上、所管部局は報告書の確認等、業務のチェックを怠ってはならない。そのうえで、不備等があれば、モニタリング等を通じて適切に助言・指導を行うことにより、事務処理の適正化を図られたい。

(講じた措置)

事務処理の適正化については、指定管理者から提出された報告書等の内容の確認の強化に努め、今後も指定管理者と十分に協議を実施し、改善を図ってまいります。

1 所管部局

また、法的整備や制度の遵守に関しては、行政事務を担当する所管部局が特に注力しなければならないところであり、指定管理者制度を活用した地域振興のためにも、所管部局が責任を持って、制度や枠組みの整備に対応されたい。

(講じた措置)

法的整備や制度の遵守については、法改正等に注視し、適切に対応するとともに、引き続き指定管理者制度を活用し、協働して船坂地区の活性化に取り組んでまいります。

1 所管部局

当該指定管理者構成員の高齢化は顕著で、このままでは近い将来、継続的な活動が不可能となるおそれがある。後継者を育成しつつ、今後も船坂地域の活動拠点として、また、地域を訪れる人と地域住民の交流の場として活用していけるよう、所管部局と指定管理者が協働して業務に取り組まれない。

(講じた措置)

指定管理者構成員の高齢化による後継者問題については、市としても大きな課題であると認識しており、あらゆる機会を捉え、次世代の担い手についての協議等を実施してまいります。